平成２２年（フ）第１６７号
福岡県中間市大字垣生369番地２
債務者　上田　博子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３９号
大分市大字岡川150番地の156
債務者　中島　英次
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４号
大分市北鶴崎２丁目７番11号法務ビル301
債務者　猪口　千尋
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８７５号
仙台市太白区鹿野１丁目10番20号
債務者　松野　昭次
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
仙台市泉区南光台２丁目39番10号
債務者　濱　　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
仙台市若林区三百人町50番地　ホープレジデンス30番館102
債務者　小西　浩且
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
仙台市青葉区折立５丁目４番７号　県営住宅７号棟403
債務者　底田　将宏
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
仙台市泉区寺岡４丁目７番地の26
債務者　千葉あさ子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
仙台市太白区西中田６丁目22番２―308号
債務者　木村　章江
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
仙台市泉区将監４丁目29番10―403号
債務者　鈴木真寿美
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目25番地13
債務者　千葉　智子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
仙台市青葉区吉成１丁目３番２号
債務者　森内　廣子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
仙台市泉区南光台南２丁目15番８号
債務者　鈴木　秀子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
宮城県気仙沼市東中才442番地６　市営鹿折住宅124号
債務者　村上　美幸（旧姓戸羽）
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２５５号
福島県双葉郡双葉町大字新山字広町42番地
債務者　森藤　賢子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第９０３号
岐阜市萱場南２丁目10番20号
債務者　髙木　有子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
岐阜市加野１丁目28番５号
債務者　宮元　政俊
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
岐阜市北鶉４丁目16番地シティーターザン206号室
債務者　中村　光芳
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所